

建物の修繕・修理に関するトラブルにご注意ください

(自然災害や地震を保障する共済の共済金請求申請代行業者について)

全国の消費生活センターや国民生活センターに「自然災害や地震を保障する共済（保険）をご契約されている契約者等に代わって、共済金（保険金）請求の申請や書類作成を行う業者」に関する相談が多く寄せられているとの報道がなされています。

消費者庁等の情報によりますと、こうした代行業者は建物の修理業を営んでいる場合が多く、「共済金（保険金）の範囲内で修理するから自己負担はない」など「無料」を強調して勧誘しているとのこと。これらの申請代行業者との建物修理工事契約の中には、次のようなトラブルも発生しているようです。

【主なトラブル事例】

- ・「契約時に契約書面に署名したが、控えをもらえなかった」
- ・「解約すると言ったら、解約料として共済金の 50%を請求された」
- ・「修理代金として共済金全額を前払いしたのに着工されない」

その他、悪質な例では「経年劣化による損傷を、自然災害が原因という理由で申請するよう（経年劣化による損傷は共済金（保険金）支払対象外）」勧められたと思われるケースもあるようです。

当 JA にも申請代行業者に関するお問い合わせが寄せられておりますが、このような申請代行業者は、当 JA とは一切関係ありません。

このような事例は、特に雪害・台風・地震等の自然災害発生後に頻発する可能性があります。

自然災害で損害を被った場合の共済金請求は、まず、ご自身で当 JA にご連絡いただき共済金請求の手続きを行ってください。

共済金請求手続きや損害調査に関するご不明点は下記お問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先

| | |
|-----------|---------|
| 共済部 事務査定課 | 35-0306 |
| 岩谷堂共済センター | 35-2171 |
| 玉里共済センター | 36-3121 |